

答弁書第一九三号

内閣参質一八〇第一九三号

平成二十四年七月二十四日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 平田 健二 殿

参議院議員佐藤正久君提出MV22オスプレイの配備に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員佐藤正久君提出MV22オスプレイの配備に関する第三回質問に対する答弁書

一、二及び四について

日米間のやり取りの詳細について明らかにすることは、米国との関係もあり、差し控えたいが、政府としては、普天間飛行場への垂直離着陸機MV-22オスプレイ（以下「MV-22」という。）の配備が円滑に行われるよう米国政府に必要な申入れを行つてきたところである。その結果、MV-22については、普天間飛行場への配備に先立ち、港湾施設を有する飛行場である岩国飛行場に船舶により輸送して、陸揚げを行い、同飛行場において機体整備と若干の準備飛行を行つた上で、普天間飛行場へ飛行することにより、安全かつ円滑に同飛行場への配備を行うことが可能であるとの理由から、岩国飛行場において陸揚げが行われることになったものである。MV-22の陸揚げの時期については、米軍の運用上の観点から判断されたものと承知している。

三について

岩国飛行場におけるMV-22の陸揚げが御指摘の山口県知事選挙に与える影響について、お答えすることは困難である。いずれにせよ、政府としては、引き続き、MV-22に係る安全性等について、地元の皆

様の理解が得られるよう、丁寧に誠意をもつて説明していく考え方である。

五について

お尋ねの「日程」の説明については、青森県、三沢市、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、群馬県、東京都、立川市、青梅市、昭島市、福生市、武藏村山市、羽村市、西多摩郡瑞穂町、新潟県、富山县、長野県、静岡県、御殿場市、裾野市、駿東郡小山町、大阪府、奈良県、和歌山県、広島県、大竹市、山口県、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、佐世保市、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び宜野湾市に対して行つた。

六について

岩国飛行場におけるMV一二の陸揚げについては、安全確保等の観点から、関係省庁間で必要な連携を行ひ、適切に対処してきたところである。

七について

米国政府においては、本年四月にモロッコで発生したMV一二の事故の調査結果と同年六月に米国フロリダ州で発生した垂直離着陸機CV一二オスプレイの事故の調査結果が我が国政府に提供され、飛行運用

の安全性が再確認されるまでの間は、我が国におけるいかなるMV一二の飛行運用も控えることとしているが、地上におけるエンジンの調整等を行うことはあり得ると承知している。また、現時点において、お尋ねのような申入れを行う予定はない。

八について

MV一二の準備飛行については、岩国飛行場の東側海上方向に設定されている既存の飛行経路が使用されるものと承知している。

九について

お尋ねのような影響があつた場合の対応等については、我が国政府が関係法律等に基づき適切に行うこととなる。

十について

お尋ねのMV一二の定期修理の方法等については、現在、米国政府に対して照会しているところであり、情報の提供があつた場合には、関係地方公共団体に対して、丁寧に誠意をもつて説明していく考えである。

